

年金を受給している方・これから年金を請求される方へ

マイナンバーでの手続きが可能になります

平成30年3月5日より、年金請求の手続きや諸変更等の各種手続きが基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となります。

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、日本年金機構においてマイナンバー法による本人確認を行う必要があります。そのため、①マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、②マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）を以下の書類等で確認させていただきます。

- ① 番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）
- ② 身元（実存）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）

※マイナンバーを変更した場合は、日本年金機構へ届出をお願い致します。

今後、氏名変更届の提出が原則不要となります

今後、住民票の氏名・住所等の変更があった際は、その情報をもとに、年金記録の氏名・住所等^{※1}の情報を更新します。そのため、お客様からの「氏名変更届」の提出が原則として不要^{※2}となります

※1 住所変更や死亡情報については、平成23年7月から住民票の異動情報により更新を行い、すでに届出を原則不要としています。

※2 日本年金機構において、マイナンバーが収録されている方に限ります。

日本年金機構において、住民票の異動情報をもとに年金記録の氏名変更を行ったときは、お客様へ「氏名変更のお知らせ」を送付します。

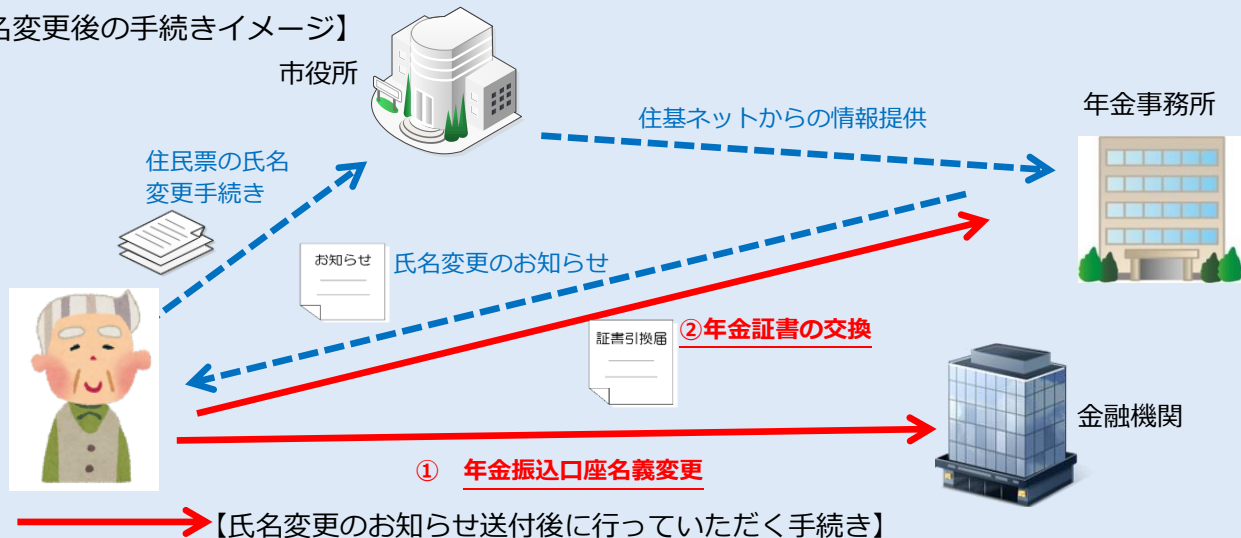
◆氏名の変更を行った際のお願い

- ① 「氏名変更のお知らせ」送付後は、変更後のカナ氏名で年金の振込をいたしますので、**次回の年金支払日の前までに金融機関へ口座名義変更の手続き**をお願いします。お手続きから口座名義変更まで数日かかりますので、お早めに金融機関へご連絡ください。
- ② 新しい氏名の年金証書との交換は、お知らせに同封している「年金証書引換届」をお近くの年金事務所へ提出してください（郵送でも受付いたします）。

※ **共済組合等や企業年金の氏名は自動で変更されません。引き続き、共済組合等や企業年金に対して氏名変更の手続きが必要になりますので、共済組合等や企業年金へお問い合わせください。**

※ 氏名変更にかかる留意事項については裏面をご覧ください。

【氏名変更後の手続きイメージ】



氏名変更にかかる留意事項

- 日本年金機構においてマイナンバーが未収録となっている方や、海外居住等でマイナンバーをお持ちでない方は、引き続き氏名変更届の提出が必要です。
- 受給権者の代わりに成年後見人等の口座を年金の振込先に指定している場合は、振込の宛名は変更されず、年金のお受け取りに影響はないため、口座名義変更の必要はありません。
- 遺族年金の受給権者の方は、氏名変更の理由が「婚姻」または「養子縁組」(※)の場合は「遺族年金失権届」を、氏名変更の理由が「婚姻」または「養子縁組」(※)以外の場合は、「遺族年金受給権者氏名変更理由届」をお近くの年金事務所へ提出してください(郵送でも受付いたします)。氏名変更のお知らせが届いてから 2週間後までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まることがありますので、ご注意ください。
(※)直系血族または直系姻族の養子となった場合は除きます。
- 年金を担保にされている方は、担保が解除されるまでの間、新しい年金証書への交換をすることができません。
- 日本年金機構での氏名変更前に、金融機関での口座名義を変更されていると、氏名不一致のため一時的に年金の振込ができなくなる場合がございます。その場合には、変更後の氏名で再振込を行いますが、再振込にはおおよそ1ヶ月程度の期間を要しますので、恐れ入りますが振込までしばらくお待ちください。
- マイナンバーの収録状況につきましては、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できる「ねんきんネット」で確認することができます。

年金のお問い合わせ、年金相談のご予約は、『ねんきんダイヤル』へ！



0570 - 05 - 1165

IP電話・PHS電話は(東京)03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

(受付時間)

月～金曜日：午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7：00まで

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※IP電話・PHS用の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半または月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。